

2018 年中国ビジネスと税務ガイド (4) ～移転価格税制、流通税、その他の主な税項目および義務

September 2018



About Mazars

MAZARS は監査、会計、税務及びアドバイザリーサービスに特化した、国際的に統合された独立組織です。

2018 年 1 月時点で、世界 86 ヶ国に業務を展開し、20,000 人のプロフェッショナルがクライアントの各発展段階をサポートしています。

概要

中国におけるビジネスと税務の全般について解説するシリーズ。4 回目の本稿では、移転価格税制、流通税、その他の主な税項目および義務について解説します。

前回の「2018 年中国ビジネスと税務ガイド (3) ～外貨管理、企業所得税」では、外貨管理、企業所得税に関する内容について説明しました。4 回目となる本稿では、移転価格税制、流通税、その他の主な税項目および義務について解説します。

8. 移転価格税制

中国における移転価格税制の概念は、幾つか例外もありますが、全般的に OECD 移転価格ガイドラインの原則に従っています。中国企業所得税法およびその実施細則においては、移転価格の具体的な決め方について特に記述されていません。納税者は、移転価格決定方法について、それを正当化でき、またそれが商取引上公正である限り、一般に知られるあらゆる方法を駆使することができます。

中国における企業所得税納税者は、関連者間取引に関係する以下の 9 項目について、企業所得税年度確定申告書とともに翌年 5 月 31 日までに申告を行わなければなりません。

- ・ 関連者
- ・ 関連者間取引
- ・ 売り上げおよび仕入れ
- ・ サービス
- ・ 無形資産の移転
- ・ 固定資産の移転
- ・ 金融取引
- ・ 国外投資
- ・ 国外送金

一定の条件を満たし特定の免除を受けている場合を除き、法人の納税者は移転価格同時文書を作成し、特に以下の五つの分類に区分し詳細な情報を記述しなければなりません。

- ・ 組織構造
- ・ 事業活動の概要
- ・ 関連者間取引の情報
- ・ 比較分析
- ・ 移転価格決定方法の選択および適用

同時文書の作成期限は翌年 5 月 31 日であり、文書は 10 年間保管し、税務局の要求に応じていつでも提出できる状態にしておかなければなりません。

なお、2016 年 6 月 29 日、国家税務総局は「関連者間取引申告および移転価格文書管理を向上させることに関する公告」（以下、「42 号公告」）を発行しました。そして、42 号公告により、中国の移転価格に関わる新たなコンプライアンス上の要求が課されています。なお、これには、年次関連者間取引申告表、国別報告書、移転価格文書の提出などが含まれます。また、これら新たな申告上の要請は、既存の移転価格税制に大きな影響を与え、従来の規則に取って代わるものと言えます（従来の移転価格規則である「国税発〔2009〕2 号」の第 2 章、第 3 章、第 74 条および第 89 条、ならびに「国税発〔2008〕114 号」）。

そのため、納税者は従来の移転価格文書が「42 号公告」の要請に沿ったものとなっているか、今一度確認を行うことが望まれます。

9. 流通税

(1) 増値税

増値税は、物品の販売または輸入、加工・修理修繕の役務提供に従事する全ての単位および個人に課税されます。増値税は、物品または上述したサービスの売上額に基づいて計算されます。

従来の営業税の増値税化改革においては、増値税の課税対象として以下が含まれていました。

- ・ 交通
- ・ 研究開発、技術サービス
- ・ IT サービス
- ・ デザイン
- ・ 商標、のれん、著作権移転
- ・ 知的財産関連サービス
- ・ 広告
- ・ 会議、展示会開催
- ・ 物流関連サービス
- ・ 有形動産のリースおよび証券化
- ・ 証明、コンサルティングサービス

2016 年 5 月 1 日以降、中国における課税サービスの提供は、全て増値税の対象となり、営業税は課されないこととなります。

1) 一般納税人

増値税一般納税人は増値税専用発票を発行することができ、その仮受増値税から仮払増値税を控除することができます。課税対象サービスに関わる仮受増値税計算に用いられる税率は、以下の通りです。

- | | |
|---------------|-----|
| ・ 有形動産リース | 16% |
| ・ 交通 | 10% |
| ・ その他課税対象サービス | 6% |

2) 小規模納税人

小規模納税人は、課税対象サービス総額の 3%で増値税を支払う義務を有し、仮受増値税から仮払増値税を控除することはできません。また、小規模納税人は、それ自体として増値税専用発票を発行することができませんが、税務局に対して増値税専用発票の発行を依頼することができます。

課税対象業務の年間取引額が 500 万人民币以上の納税者は、一般納税人として納税することとなります。また、基準額を下回る取引額の小規模納税人は、適切に会計記録を保持している場合、申請することで増値税一般納税人となることもできます。

なお、課税対象業務の輸出については、外国の顧客に対して提供される国際運輸サービス、研究開発、デザインサービスについては、0%の税率が適用されます。課税対象サービスに対する 0%税率の適用については、37 号通知により、異なる種類の増値税納税者ごとに、適用される増値税関連措置が規定されています。

また、外国納税者に対する増値税課税に関しては、課税対象業務を中国顧客に対して提供している外国納税者についても、増値税の納付義務があります。このような場合、中国顧客にて源泉徴収納税を実施する必要があります。なお、外国納税者により支払われた増値税については、中国顧客が一般納税者であるならば、仮払増値税としてその仮受増値税からの控除が認められます。よって、外国納税者としては、関連する増値税費用相応額についても、中国顧客に対して請求を実施することが商業的に合理的であるといえます。

(2) 消費税

自動車、宝石、たばこ、酒類、化粧品、ガソリンなど 14 種の消費財については、その製造者および輸入者に対して消費税が課されます。なお、消費税率は、1%から 56%となっています。また、特定の商品については、従量課税が実施されています。

10.その他の主な税項目および義務

(1) 土地増値税

土地または建物を譲渡することによって得る収入に対して、土地増値税が課税されます（累進税率による）。

控除可能総額に対する増値割合	土地増値税率（%）
50%以下	30%
50%超100%以下	40%
100%超200%以下	50%
200%超	60%

なお、以下の費目は、課税額から控除することができます。

- ・土地使用权の取得原価
- ・プロジェクトの開発原価および費用
- ・当該譲渡に関して納付済みの税金

不動産開発業者は、土地使用权の取得費用およびプロジェクト開発原価の合計を基準として追加で **20%**の控除を加算することができます。さらに、不動産開発業者は、月次もしくは四半期で土地増値税の予納を求められる可能性があります。土地増値税の予納は、不動産の種類や立地に応じて、プロジェクトの売り上げ進捗（しんちよく）を基準として **0.5～5%**で計算されます。各政府当局に完了したものと認められた不動産開発プロジェクトについて、税務当局は以下の時点で不動産開発業者に対して土地増値税を精算するように要求します。

- ・プロジェクト全体の販売可能面積のうち **85%**超が販売済みである。
- ・販売可能面積のうち **85%**以下しか販売済みではないが、残りの販売可能面積がリースされるか、または、不動産開発業者自身によって使用されている。

(2) 資源税

中国国内において鉱物資源（例：天然ガス、原油、石炭）の採掘または塩の生産に従事する組織や個人には、資源税が課せられます。原油および天然ガス製品に対する資源税率は、売り上げの **5～10%**となっています。資源税は、その他課税対象については、条件によって **1 トン**当たりまたは **1 立方メートル**当たり **0.3～60 人民元**の範囲で計算されます。

【課税対象物品および税率】

課税対象物品	単位当たり税額
1. 原油	RMB 8-30 元/トン
2. 天然ガス	RMB 2-15元/平方メートル
3. 石炭	RMB 0.3-5元/トン
4. その他非金属鉱石	RMB 0.5-20元/トン、もしくは平方メートル
5. 鉄鉱石	RMB 2-30元/トン
6. 非鉄金属鉱石	RMB 0.4-30元/トン
7. 塩	
（1）固形塩	RMB 10-60元/トン
（2）液状塩	RMB 2-10元/トン

国家税務総局および財政部により規定されているように、資源税改革の目的は、資源税制の柔軟化、地方付加税の二重課税排除、地方政府の権限強化、および課税対象となる資源の拡大にあります。通知では、改革の第一段階実施のため、以下のような新政策が規定されています。

- ・従量税から従価税への変更
- ・地方税率の決定権限を地方政府に委譲
- ・鉱産資源補償賦課および価格調節基金賦課の廃止
- ・湖北省における水資源税パイロットプログラムの試行開始

(3) 関税

1) 概要

輸入関税は、中国と原産地国の間での関税率表を基にします。

- ・関税は、増値税および消費税とは独立して輸入品に対して課税されます。増値税および消費税は、関税加算後の輸入品価格に対して課税されます。
 - ・運送料、保険および他の規定された費用は、物品の課税標準価格に含まれます。
 - ・関税は、税関が支払通知書を発行してから **15 日**以内に支払わなければなりません。
- 輸出関税は、特定の鉱石や、床材、使い捨て割り箸など、限定された物品に対してのみ課税されます。

2) 免除

委託加工契約などに従事する企業は、当該契約により生産した製品を輸出する場合、原材料の輸入に関して関税および増値税を免除される可能性があります。また、このような契約のために使用する機械および装置の輸入についても、一定の条件を満たせば関税が免除されます。

外商投資産業指導目録にて奨励業種に分類される事業に従事している外商投資企業は、以下の条件を満たす場合、設備の輸入に関して関税が免除される可能性があります。

- ・当該設備は自己使用目的で輸入される。
- ・設備の価額は総投資額の範囲内である。
- ・当該設備は「外商投資プロジェクトのために輸入される非免税物品カタログ」に列挙される項目に該当しない。

自由貿易試験区および輸出加工区への原材料の輸入は、完成品が中国国内で販売されない限りにおいて、関税および輸入増値税が免除されます。また、この区域内で使用するために輸入される機械および装置についても、関税および輸入増値税が免除されます。

これらの区域における輸入および輸出の申告は、他の区域のものと異なります。機械および装置を一時的に中国へ輸入した企業は、関税を免除される可能性があります（具体的には、**6 カ月**未満であり、**1 年**を超えない範囲で延長可能）。ただし、輸入者は、通常輸入した場合に課税されることとなる額の関税を保証金として支払うことが求められます。

(4) 印紙税

印紙税は、課税対象となる法的文書（売買契約、リースや土地使用权譲渡契約などで、中国国内において実行、使用、受け取りがなされるもの）に対して課税されます。印紙税率の範囲は、**0.005～0.1%**となっています。

(5) 不動産税

建物の所有者および抵当権者（また、特定の状況においては、管理者および使用者）には、不動産税が課税されます。国家関連規定によると、不動産税は以下の二つの原則に従って課税されます（地域ごとに詳細は異なります）。

- ・賃貸されていない建物：建物の取得原価×（1－法定の控除率※）×1.2%

※法定の控除率は、10～30%であり、地域によって異なる。

- ・賃貸されている建物：賃貸収入の12%

（6）契税

土地および建物の譲り受け人（購入者および受贈者を含む）は、契税（不動産取得税）が課せられます。契税率は、土地や建物の立地条件に応じて3～5%とされ、実情により、取引価格もしくは市場価値を基礎として課税されます。

- ・土地所有権の譲渡および販売、建物の売買は、取引価格を基礎とする。
- ・土地所有権または建物の寄付に関しては、課税当局が土地所有権および建物の売買の市場価格に基づいて課税標準額を決定する。
- ・土地所有権の交換および建物の交換については、その課税基礎額は交換に供した土地所有権または建物の価格との差額とする。

合理的な理由がなく取引価格が市場価格よりも明らかに低いとき、また、土地所有権または建物の交換差額が明らかに不合理であり正当化できない場合は、市場価格に基づき税務当局が課税基礎を決定するものとされています。

注）本連載は、2018年1月1日時点の情報を基に作成されています。



CONTACT

Mazars

Japan Desk

吉野 健太 Yoshino Kenta
シニアコンサルタント Senior Consultant
Tel. +86 (0)21 61681088
Email. kenta.yoshino@mazars.cn

Address

8th Floor, One Lujiazui, No. 68 Yin Cheng Middle Road,
200120, Shanghai, China
Tel. +86 (0)21 6168 1088
Fax. +86 (0)21 6168 1087

MAZARS JAPAN DESK (CHINA) CONTACTS

Japan Desk SHANGHAI OFFICE

望月 一央 Mochizuki Kazuhisa
パートナー Partner
Tel. +86 (0)21 6168 1088
Email. kazuhisa.mochizuki@mazars.cn

吉野 健太 Yoshino Kenta
シニアコンサルタント Senior Consultant
Tel. +86 (0)21 61681088
Email. kenta.yoshino@mazars.cn

Address

8th Floor, One Lujiazui, No. 68 Yin Cheng Middle Road,
200120, Shanghai, China
Tel. +86 (0)21 6168 1088
Fax. +86 (0)21 6168 1087

More informations on
www.mazars.cn